

香蘭女子短期大学における公的研究費の適正な管理・運営及び 研究活動上の不正行為防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、香蘭女子短期大学（以下「本学」という。）において、各省庁及び各省庁の所管する法人等から配分される競争的資金を中心とした研究費（以下「公的研究費」という。）の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為の防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、研究活動における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 公的研究費の不正使用 物品購入に係る架空請求、実態とは異なる謝金の請求、不当な旅費の請求、その他研究資金等の配分機関の定めや学内規程に違反して研究費を使用すること。

(責任体制)

第3条 公的研究費の適正な管理・運営及び研究活動上の不正行為を未然に防止し、また研究活動の不正行為へ対応するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者、部局責任者を置く。

第4条 本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営及び研究活動の管理を統括する最高管理責任者として、学長を充てる。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為防止の基本方針を策定、周知するとともに、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者及び部局責任者が責任を持って研究活動及び公的研究費の管理運営が行えるよう適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営及び研究活動の管理運営について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者を統括管理責任者とし、副学長を充てる。

- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の全学的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

第6条 研究活動における事務に関して実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長を充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、本学における研究活動のコンプライアンス推進並びに研究活動上の不正防止対策の実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者に報告しなければならない。

第7条 研究倫理に関する知識を定着、更新させるための実質的な責任と権限を持つ者を研究倫理教育責任者とし、副学長を充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究活動における不正防止を図るため、研究者等に対して研究倫理教育を実施しなければならない。

第8条 本学内の事務局経理課における公的研究費の管理・運営について責任と権限を持つ者を部局責任者とし、事務局経理課長を充てる。

2 部局責任者は不正防止計画を推進するとともに、事務局庶務課と協力して、研究者と業者との取引方法や公的研究費の執行状況を把握し、現状の手続きの見直し等不正発生要因に対する未然の防止に取り組むものとする。

(研究者の責務)

第9条 研究者は、高い倫理性をもって研究活動に携わるとともに不正行為を行ってはならない。

2 研究者は、研究倫理教育責任者の指示に従い、研究倫理教育を受けなければならない。

(経理処理及び決裁手続き)

第10条 公的研究費の管理・運営等の経理処理及び決裁手続きは、「経理規程」及び「香蘭女子短期大学研究費等支給規程」による。

(ルールに関する窓口)

第11条 不正の事前防止を目的として、公的研究費の使用に関するルール等についての相談窓口を、事務局経理課に置く。

(コンプライアンス教育)

第12条 公的研究費の申請、使用及び管理に関わる教職員等は、不正防止対策の一環として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責任者に提出するものとする。

(1) 本学の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(研究資料の保存・開示)

第13条 研究者は、論文その他の研究成果を発表したときは、当該発表の日から5年間、研究データや研究に関わる事柄を記した実験ノート等の資料を保管しなければならない。

2 不正行為等調査委員会からの開示請求があった場合、当該研究資料を開示しなければならない。

(内部監査)

第14条 公的研究費の適正な使用を確保するため、別に定める「香蘭女子短期大学における公的研究費の内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

(不正行為についての相談・通報窓口)

第15条 不正行為に関する本学内外からの相談・通報の窓口は、コンプライアンス推進責任者である事務局長を充てる。

2 前項の通報の処理等については、別に定める「香蘭女子短期大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」による。

3 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由

があると認めるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

4 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められているときは、事務局長は、最高管理責任者に報告するものとする。

5 前4項の報告があったときは、最高管理責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めるときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(不正に係る措置)

第16条 研究活動上の不正行為が発覚又は疑いが生じた場合、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者は、遅滞することなく最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者が、前項の報告を受けた場合、別に定める「香蘭女子短期大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」に基づき調査を行う。

(不正による公的研究費の返還)

第17条 教職員等による不正使用により公的研究費を返還する必要がある場合は、当該教職員等がその返還金全額を負担するものとする。

(業者等への対応)

第18条 統括管理責任者は、業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、業者等に対しては、公的研究費の適正な管理・運営について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

(1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。

(2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議を申し立てないこと。

(4) 本学教職員から不正な行為の依頼等があった場合には、相談・通報窓口へ通報すること。

2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な使用、管理及び取引に関与した業者があるときは、別に定める「香蘭女子短期大学物品購入等契約に関する取引停止等の取扱い規程」に従い、必要な措置を行う。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、代表教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成27年10月1日から施行する。

2. この規程の施行に伴い「香蘭女子短期大学における公的研究費の取扱い(平成19年11月1日より施行)」は廃止する。